

放置自転車の撤去・保管について

新潟市役所本庁舎における放置自転車を撤去・保管したため、下記のとおり公告する。

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

新潟市長 篠 田 昭

1. 放 置 場 所 新潟市役所本庁舎
2. 撤 去 台 数 自転車 3 4 台
3. 撤 去 年 月 日 平成 2 7 年 3 月 2 2 日から
平成 2 9 年 6 月 1 8 日まで
4. 保 管 返 還 場 所 新潟市役所白山浦庁舎警備室
5. 保 管 期 間 平成 3 0 年 6 月 2 2 日から
平成 3 0 年 1 2 月 2 2 日まで
6. 返 還 日 及 び 時 間 月曜日から金曜日 （但し、国民の祝日に関する法律
に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日
までの日は除く） 午前 9 時～午後 5 時まで
7. 返 還 に 必 要 な も の
 - (1) 運転免許証，健康保険証，その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書，その他返還を受けようとする自転車利用者等であることを証明できるもの
 - (3) 印 鑑

なお，この公告にかかる自転車等で，上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは，本市において処分する。